

令和 6 年第 4 回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 6 年 9 月 5 日（木）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 6 年 9 月 1 3 日（金）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	長 根 一 彦
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	上 野 義 孝
町 民 課	長	富 吉 卓 弥
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子
健 康 づ く り 課	長	木 明 修

建設水道課長	五十嵐	洋介
会計管理者	高山	幸人
学校教育課長	飯田	満
兼学校給食共同調理場所長		
学校教育課指導室長	向中野	純子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長	玉山	順一
兼図書館長兼歴史民俗資料館長		
代表監査委員	駒井	広
総務課主幹	四戸	俊彰
総務課総括主査	木村	卓磨

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中	利実
議会事務局主幹	濱中	太一

議事日程（第5号）

日程第1 議案審議

- 1、議案第56号 令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）
- 2、議案第57号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3、議案第58号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 4、議案第59号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5、議案第60号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 6、議案第61号 野辺地町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 7、議案第62号 野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 8、議案第63号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 9、議案第64号 野辺地町教育委員会委員の任命の件
- 10、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件

日程第2 選挙管理委員及び同補充員の選挙

- 1、選挙第1号 野辺地町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第3 発議審議

- 1、発議第3号 地方自治法の改正に慎重で十分な審議を求める意見書

日程第4 陳情審議

- 1、陳情第2号 「国設野辺地まかど温泉スキー場」の復旧再開を求める陳情

日程第5 閉会

町長の提出議案 な し

議会の提出議案

発議第 3 号 地方自治法の改正に慎重で十分な審議を求める意見書

会議に付した議案

議案第56号 令和 6 年度野辺地町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第57号 令和 6 年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第58号 令和 6 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第59号 令和 6 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第60号 令和 6 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第61号 野辺地町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第62号 野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第63号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第64号 野辺地町教育委員会委員の任命の件

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦の件

選挙第 1 号 野辺地町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

発議第 3 号 地方自治法の改正に慎重で十分な審議を求める意見書

◎開議の宣告

○議長（岡山義廣君） 本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第1、議案審議を行います。

議案第56号 令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正と地方債の補正について、副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） おはようございます。議案第56号は、令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,720万円を追加し、予算の総額を83億1,500万円いたしました。

まず、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。8ページをお願いします。1款町税、1項町民税、1目個人、現年課税分の所得割は、定額減税による減額見込み分4,512万6,000円を減額いたしました。

9款地方特例交付金及び10款地方交付税は、交付金額決定に伴う補正であります。地方特例交付金は、住宅ローン控除による住民税の減収補填のほか、定額減税による減収補填分も含まれ4,836万4,000円の増となりました。普通交付税は8,012万5,000円の増となりました。

13款使用料及び手数料、1項使用料は、社会福祉協議会が老人福祉センターから健康増進センターに移転することに伴うものであります。

9ページに参りまして、14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、5節児童手当負担金の児童手当費は、10月からの法改正による増加分2,874万7,000円を追加いたしました。

2項3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、この秋から定期接種化される高齢者等へのワクチン接種費用の一部を国が助成するもので、2,514万円を追加いたしました。

10ページをお願いいたします。17款寄附金、1項2目1節指定寄附金は、ふるさと納税が11件、指定寄附金が2件、総額48万4,000円のご寄附がありました。

18款繰入金、1項特別会計繰入金は、1目国民健康保険事業特別会計繰入金から、3目の介護保険事業特別会計繰入金まで、それぞれの特別会計の決算が確定したことにより精算するもので、合わせまして394万3,000円を追加いたしました。

11ページに参りまして、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は、本補正の財源調整のため、8,708万3,000円を減額いたしました。

2目1節減債基金繰入金は、返済中の起債において利率の見直しがあり、金利が大幅に増えたことから繰上償還を行うもので、2,577万2,000円を追加いたしました。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金は、令和5年度一般会計歳計剰余金の確定に伴い、1億135万2,000円を追加いたしました。

歳入予算については以上であります。

続きまして、歳出予算の主なるものについてご説明申し上げます。なお、人件費や前年度実績に伴う国、県への返還金などにつきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、15ページからお願いいたします。3款民生費の下段の2項2目児童保育費、19節扶助費の児童手当は、支給範囲が18歳までとなり、支給額が第3子は3万円に拡充されるなどの変更により3,696万円を追加いたしました。

16ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費には、主に新型コロナウイルスワクチンの予防接種に係る経費として10節の需用費から19節の扶助費の一部まで、総額3,852万3,000円を計上いたしました。当町では10月以降、65歳以上の町民を対象に、定期予防接種を開始することとしております。自己負担額は3,000円程度となる見込みでございます。

17ページに参りまして、4目健康増進センター費、10節需用費の燃料費は、社会福祉協議会の移転に伴うもので、10月以降の燃料費の不足分34万9,000円を追加するものであります。また、修繕料は、センターの案内看板の改修費として14万3,000円を追加いたしました。

下段の7款商工費、1項2目観光費、12節委託料の観光パンフレット増刷業務は、既存のパンフレットの内容を一部英語表記とするなどの修正し増刷するもので、52万3,000円を追加いたしました。

18ページを飛ばしまして、19ページをお願いします。10款教育費、2項小学校費、3目教育振興費、18節負担金補助及び交付金の大会派遣費補助金は、子供たちの活躍によりまして、全国大会へ出場する団体などが増えたため101万2,000円を追加いたしました。

20ページをお願いいたします。4項社会教育費、3目文化財保護費、7節報償費及び8節旅費は、令和7年度に鰯ヶ沢町、深浦町とともに北前船に関する歴史・文化ツアーを予定しておりまして、その素材の調査や企画立案に係る旅費等で、合わせまして10万9,000円を追加いたしました。

21ページに参りまして、5項保健体育費、4目運動公園費、14節工事請負費は、運動公園管理棟浄化槽ブロアポンプの故障に伴う交換工事費として94万5,000円を追加いたしました。

12款公債費、1項1目元金、22節償還金、利子及び割引料は、歳入でご説明したとおり、基準となる利率が大幅に上昇したことから、繰上償還分2,577万2,000円などを追加いたしました。

13節諸支出金、1項1目財政調整基金積立金に5,067万7,000円を追加いたしました。これは、地方財政法に基づきまして、令和5年度繰越金の2分の1を下回らない額を財政調整基金に積立てするものであります。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、予算書の5ページにお戻り願います。第2表、地方債補正であります。限度額の変更が1件であります。歳入でご説明いたしましたとおり、臨時財政対策債は発行可能額の決定により、限度額を減額するものであります。なお、起債の方法、利率等については変更はございません。

以上、令和6年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）の概要であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正と地方債の補正について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑をお願いします。質疑ありませんか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 18ページ、教育費に関連して、町長から答弁を求めたいと思います。

野辺地西高校が五戸町に移転するという話は町長はいつ知ったのか、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 町長。

○町長（野村秀雄君） ここにカレンダーがないのであれですけども、お祭りの週の月曜日だったと思います。そのときに理事長が当町にいらして、お話を伺いました。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 去年も野辺地からいなくなるというようなことで、一部私たちにも云々と、まず合併しないということになって一安心していたところに五戸移転と。高校が1つなくなるのです。これについて町長はどう思いますか。

○議長（岡山義廣君） 町長。

○町長（野村秀雄君） お答えします。

50年にわたる長い間、野辺地西高校さん、野辺地工業高校の時代から長い間、野辺地に開校していただきました。当初は物すごく人数がいて、野辺地町からも大変多くの方々が通われました。昨今は、そんなに人数は野辺地からは行っていないということですが、サッカーでも活躍していただきましたし、のへじ祇園まつりには毎年山車を出していただくという、町に対してもご協力いただいたことがありまして、私としては大変残念ではございますが、法人の決定でございますので、お受けせざるを得ないということでございます。

去年、いつとき出る、出ないという話があったのですけれども、多分もうそのときから五戸の話はあったのだらうと私は推測をしております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 今の問題は、大問題だと私は思います。教育の町野辺地から高校が1つなくなる、すごく残念だと思います。決まってしまったのはどうしようもないかもしれませんが、まだ打つ手があるのであれば、野辺地西高校という名前のまま、今の校舎に何とか残ってもらような努力ができないものでしょうか。老朽化とかそういうことだけでなく、サッカーの練習場もないということも、五戸はサッカーの町ということがあって、そちらに移ることになったかと思うのですけれども、サッカー場を整備するとか、野辺地西高校のために何かやる手だてがあったと思うのです。それを何も手をつけないで、ただ五戸町はもろ手を挙げて歓迎している、野辺地はただ法人が決定したので、このまま指をくわえて見ている、そういうことであれば、野辺地に高校がなくなって、スキー場の再開も危ぶまれるという状態になって、野辺地は廃れる一方です。町長、もうちょっと努力してください。要望します。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の野坂議員のお話と町長の答弁を伺って、昨年野辺地西高校は本体の学校と統合して、光星学院ですので、統合するという話が出て、去年はその話は一旦白紙になりました。その時点から町として動き始めるべきだったのではないかと私は思っています。その辺、町長はどう捉えて、何をしようと考えたか、あるいは考えなかったのか。町長は野辺地西高校に対して、去年から今年の間、五戸移転までの間、何を考え、どういう行動をしたのか、お答えくださいませんか。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） お答えします。

これは県との話し合いもありまして、これは終わったことでございますので、表に出されない話がございます。大変厳しい状況に置かれまして、県知事とも話をしました、県の教育長とも話をして詰めてまいりましたが、どうも詰まり切らない、どうしてもハードルを越えられないという大きな山がありまして、それはちょっと無理だということを決定をしたのと同時に、多分五戸に移ることが決定されたのだらうと私は思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。補正に関連しての質疑をしたいと思いますので、そのようにしてください。

○11番（赤垣義憲君） 歳入の9ページです。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に関連してお伺いします。

先ほど10月の秋から定期接種化されるというお話でありましたけれども、65歳以上の方というお話でしたが、これというのは義務化されるのですか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

今回のコロナワクチンにつきましては、義務化ではなくて、なるべく受けていただきたいという

ことになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） これまでと同様に任意という解釈でよろしいかと思います。ありがとうございます。

11ページ、減債基金繰入金についてお伺いしたいと思います。先ほど説明の中で金利の大幅増のため繰上償還するということでありますけれども、これは21ページの公債費にも関連することですけれども、みちのく銀行さんに対しての繰上償還ということだと思うのですが、ほかの金融機関の金利はそれほど大きく上がらなかった、みち銀さんだけが金利が大幅に上がったという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

借入れした際ですけれども、その借入れを5年見直しとか、10年見直しというものを約款で定めながら借りている起債もあります。今回みちのく銀行さんは5年の見直しのちょうど借換えのときだったものですから、今回はみちのく銀行さんを対象に補正予算を組んでおります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 要は5年で見直しということは変動金利という形なのかなと思っていますけれども、これによってみち銀さんからの借入れというのは残高はゼロになるという解釈でいいですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） みちのく銀行さんからは、残高ゼロになります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 11ページです。臨時財政対策債、地方債補正のところに関連しますが、1,100万円から1,071万6,000円に補正ということで、2年前の臨時財政対策債のときもお話したのですが、借りなくてもやりくりできるのであれば借りないほうが後々いいと思うのですが、臨時債を借りない方向で見直しというのは検討されませんか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） お答えいたします。

ご存じのとおり、臨時財政対策債は地方交付税の不足分に対して発行することになっていまして、野辺地町も地方交付税の交付団体でありますので、その一部とみなさなければいけないものですから、借り入れしながら交付税を補う意味でも借り入れしながらやっていけばと考えています。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 実際2年前でしたか、何年かはちょっと忘れたのですが、臨時財政対策債、これを借りなかった年があるのです。地方交付税の一部補填という形の要は借金なのですが、これを借りなくてやっていけるのであれば、返済が減るわけですから、それにこしたことはないと思うのですが、どうしても借りなければやっていけないという今財政状況ですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） 財政状況というよりは、県のほうから、交付税の一部であります、借りなければ少しいろいろと……借りたほうがいいですよという指導というのですか、そういうのもあっておりましたので、借り入れしていきたいなと考えております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） そういう指導があるのですか。臨時財政対策債というのは、借りてもいいですよという枠が、指定範囲が決められるだけで、借りる借りないは任意だというふうに私は認識しているのですが、今の説明だと借りたほうがいいですよと柔らかい言い方ですが、ある意味強制的な圧力というか、そういうふうに受け取れるのですが、そんな解釈でいいですか。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（長根一彦君） 少し言葉が足りなかったと思います。やはり交付税の交付団体でありますので、財政的には豊かではない、財源が不足しているという観点からいけば、臨時財政対策債も発行しながら、活用しながら財政運営をすべきという点で指導を受けているということでご理解いただければなと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。3回目になりましたので、今の件の質問は許可しません。別なことで質問してください。

○11番（赤垣義憲君） 14ページです。1項社会福祉費の1目27節、出産育児一時金、これは68万円の補正であります、増額補正ということは、想定していた出産数から上回って増額ということなのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） お答えいたします。

当初予算を組む段階では4件分で積算しておりましたが、その後2件分対象者が判明しましたので、2件分の増額分ということになります。

○議長（岡山義廣君） 6番、戸澤 栄君。

○6番（戸澤 栄君） 先ほどの9ページ、ワクチンのことなのですが、この事業は医療機関と何か打合せというよりも、説明もしくは報告なんかしていますか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

医療機関とは、これまでも接種の開始時期であるとか、そういうふうな協議はしております。

○議長（岡山義廣君） 6番、戸澤 栄君。

○6番（戸澤 栄君） 実は地元の個人病院の先生からお話がありまして、ワクチン1回1万円以上するということで、そのワクチンが高過ぎるのと、補助金がまたないのかなと。いつでも対応できるように、そのワクチンをストックしておきたいのだという申出があるのです。だから、その辺のところ、こういう事業があるとしたら、いつ頃からこういう事業が生かされますよ、ワクチンについてはこういう対応していただけますかというふうな話があってもいいのではないのかなと思うのだけれども、その辺どうですか。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 答えいたします。

実際にワクチン代と、あとは接種の技術料を含めると1万5,000円ぐらいになるという国の想定を基に今回補正予算を計上いたしました。それで、今日の補正予算が可決しましたら、各病院さんにさらに詳しい説明をしまして、個人負担金はこのぐらいになる、あとは町から医療機関に支払われる委託料はこのぐらいになるという具体的なお話を進める予定でございました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 同じく16ページの新型コロナウイルス予防接種の件ですが、説明で自己負担は3,000円程度ということがありましたが、全国ではいろんな、独自で負担をして無料のところもあれば3,500円というところもあるのです。野辺地町が3,000円程度とした根拠と、あと近隣市町村は同じくらいなのか。その2点をお伺いします。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 答えいたします。

近隣の町村のほうの自己負担がどのぐらいになるのか調査いたしまして、平均的には3,000円であるということで、今回こういうことにいたしました。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 15ページです。下段の2項児童福祉費の子育て世帯生活支援特別給付金事業費国庫補助金返還金、その下の返還金、これは返還するのはいつ受けた補助金の……

○議長（岡山義廣君） 赤垣君、マイクを使ってください。

○11番（赤垣義憲君） 補助金の返還ということですが、これはいつ受けた補助金を、なぜ返還するのかを教えてください。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） 答えいたします。

この補助金につきましては、令和5年度に受けた補助金になりまして、事業実績が令和6年度に

入ってから出すものですから、それで事業の過不足分を返還するものになります。なるべく返還額が多くならないように精査しまして申請しておりますけれども、若干実績のほうに申請時と差がありまして、このようになりました。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 19ページの下段の小学校費の学校施設費の需用費、修繕料100万円、私聞き漏らしたかもしれませんけれども、これの説明はなかったと思うので、これは何の修繕か教えてください。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） それでは、お答えいたします。

この100万円ですが、小学校の修繕となっておりまして、内訳として消防設備ですとか、遊具の修繕等を積み上げて100万円ということになっております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） どこの学校ですか。

○議長（岡山義廣君） 学校教育課長。

○学校教育課長（飯田 満君） これは、野辺地小学校と若葉小学校、両校になります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 15ページの児童手当に関してです。国の情報では、今回申請が必要な方がおると、申請しなければ児童手当はいただけないという方がいるので、しっかりと周知をするということなのですが、野辺地町としては周知方法として幾つかの方法を検討されているのか伺います。

○議長（岡山義廣君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） お答えいたします。

今回の児童手当改正に伴う申請に係る案内文書ですけれども、申請が必要と思われる方全員に個別に案内を送付しております。また、10月広報にもその旨掲載する予定であります。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第57号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億688万8,000円を追加し、予算の総額を16億7,543万7,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項1目1節健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金、こちらについては令和6年度において措置されないということから2万円を減額しております。

6款繰入金、1項1目2節事務費繰入金は、会計年度任用職員の勤勉手当等に充てるため1万7,000円を増額しました。

次に、3節出産育児一時金繰入金は、年度内対象者が2件増えたことに伴い68万円を増額しております。

7款繰越金、1項1目その他繰越金は、令和5年度の決算剰余金で1億620万2,000円を増額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費2万5,000円及び5款保健事業費5,000円を増額は、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率の改定に伴い増額したものであります。

戻りまして、2款保険給付費、4項1目出産育児一時金は、先ほど歳入で申し上げましたが、年度内対象者が2件の増加となり100万円を増額しております。

7ページをお願いいたします。6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金は、令和5年度の剰余金1億620万3,711円の2分の1を下らない額を積み立てるもので、5,310万1,000円を増額いたしました。

続きまして、8款諸支出金、1項3目償還金を705万5,000円総額いたしました。これは、令和5年度の交付金額が確定したことに伴う返還金であります。

同じく3項1目一般会計繰出金は、令和5年度一般会計繰入金の精算に伴う返還金で、228万8,000円を増額いたしました。

9款予備費は、財政調整のため4,341万3,000円を増額いたしました。

以上、議案第57号 令和6年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要に

ついでご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第58号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ559万7,000円を増額し、予算の総額を2億1,897万円としました。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。4款繰越金、1項1目繰越金は、令和5年度の決算剰余金で、繰越額の確定により559万7,000円を増額しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。4款諸支出金、2項1目一般会計繰出金を20万1,000円増額いたしました。これは、令和5年度決算額に基づく一般会計繰入金の精算分となります。

5款予備費は、財政調整のため539万6,000円増額しております。

以上、議案第58号 令和6年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、介護・福祉課長から説明を求めます。

介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第59号 令和6年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ5,429万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,266万2,000円といたしました。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金の31万円は、地域密着型介護サービス給付費及び介護福祉用具購入費等の増額補正に基づくもので、同様に2項国庫補助金、1項調整交付金10万4,000円と4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金41万9,000円、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金19万4,000円が同様の理由に基づく増額となります。

では、7ページをお願いいたします。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金19万4,000円についても、同様の福祉用具購入等の増額に係るものであり、その充当する比率は介護給付費の12.5%となっていることから、19万4,000円を増額いたしました。

続きまして、8ページの7款2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は33万6,000円増額いたしました。これは、各項目で説明いたしました介護給付費等について、介護保険料により賄うべき項目に基金を繰入れしていることから、補正により財源調整したものです。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5,264万1,000円は、令和5年度の歳入歳出の総額を差し引きした額で、基金繰入金と過年度の返還金や償還金などとなり、金額の調整を行いました。

続いて、歳出についてご説明いたします。なお、人件費などについての同様の理由による予算計上については、一部説明を省略させていただきます。

それでは、9ページをお願いいたします。1款総務費、3項介護認定費、1目介護認定費の会計年度任用職員の手当については、支給率の確定により不足分を補填するもので、勤勉手当に1万9,000円、健康保険料に3万7,000円を追加いたしました。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、3 目地域密着型介護サービス給付費は、30万円を補正いたしました。新規に該当介護サービスの利用が短期間で1件あったことから計上したものです。

同じく7目居宅介護福祉用具購入費85万円と2項5目介護予防福祉用具購入費40万円の増額については、今年4月の介護保険法の改正により、これまでレンタルの該当だったスロープや歩行器、つえが購入も対象になったことにより、購入する件数が増えたことによります。

続きまして、10ページをお願いします。4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費に講師の謝礼として2万円を新たに計上しました。これは、今年度に新たに実施する家族介護教室に係るもので、内容としましては、ニーズの高かった最新の福祉用具の展示と体験会を実施する予定です。

5款諸支出金、1項基金費、1目介護給付費準備基金費に2,600万円を積立てしました。

続いて、同じく5款諸支出金、2項償還金及び還付加算金及び11ページの3項繰出金については、昨年度分の返還金に係る増額となります。

6款予備費、1項1目予備費については、前年度繰越金から国庫等返還金や一般会計繰出金を差し引いた額から介護給付費準備基金積立金を差し引いた額62万2,000円を計上いたしました。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑してください。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

建設水道課長から説明を求めます。

課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） それでは、議案第60号 令和6年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、お手元の別冊予算書でご説明いたします。

1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出の補正の支出は、1款1項営業費用

の既決予定額 2 億3,880万2,000円を28万5,000円増額し、4 項予備費を減額し財源を調整いたします。

第3条、資本的収入及び支出の補正の支出は、1 款 1 項建設改良費の既決予定額 1 億1,293万円を300万円増額し、1 億1,593万円といたしました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億1,790万円は、現年度分損益勘定留保資金 8,955万6,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,052万7,000円、建設改良積立金 1,781万7,000円で補填いたします。

2 ページをお願いいたします。第4条、職員給与費の補正は、議会の議決事項となっております。補正の内容については、補正予算説明書で説明いたします。

9 ページをお願いいたします。(1)、収益的収入及び支出の支出では、1 款 1 項 2 目配水及び給水費は、19節材料費を漏水に伴う部材調達として10万円増額し、4 目総係費では対象職員の児童手当拡充に伴い18万円と、会計年度任用職員の雇用保険料5,000円を増額し、1 項営業費用の合計は28万5,000円となり、その財源を予備費で調整いたしました。

(2)、資本的収入及び支出の支出では、1 款 1 項 1 目施設改良費は、枇杷野松ノ木線道路改良工事と同時に配水管の布設替え工事を行うための設計委託料300万円を増額いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 予算の補正について一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑してください。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 野辺地町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

社会教育・スポーツ課長から説明を求めます。

社会教育・スポーツ課長。

○社会教育・スポーツ課長（玉山順一君） 議案書13ページをお願いいたします。議案第61号は、野辺地町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例案であります。

教育委員会の事務局が新庁舎に移転したことにより生じた空室を研修室として使用するため提案するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。15ページをお願いします。別表第1、中央公民館の2階であります。第2研修室の次に第3研修室を加えるものであります。第3研修室とは、元の教育長室のことであります。

この条例は、公布の日から施行いたします。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。議案第62号は、野辺地町国民健康保険条例の一部を改正する条例案であります。

19ページをお願いいたします。提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日から現行の被保険者証の交付が廃止されることに伴い、関係規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表でご説明いたします。20ページをお願いいたします。第12条中で所要の文言を整理しております。その内容としましては、本年12月2日からの被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に関する部分を削除し、資格喪失等の届出をせず、また虚偽の届出をした場合に10万円以下の過料を科することに改めるものであります。

附則として、この条例は令和6年12月2日からの施行となります。

以上、議案第62号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 現行の被保険者証が廃止されるということで、マイナンバーカードと保険証が一体化されるという流れをくんでの措置だと思うのですが、マイナンバーカードの取得は義務化されておりません。カードを持つこと、申請することは任意であると承知しているところですが、現行の被保険者証が廃止されるということで、特にご高齢の方々が困惑されていると伺っております。これについて、現行の保険証廃止について、町長はどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（岡山義廣君） 町長。

○町長（野村秀雄君） お答え申し上げます。

国の施策でございますので、どのような考えと言われてもあれですけども、なるべく早めにこれが皆様に行き渡ることが大切なことだと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 非常に残念な答弁だと思いました。地方自治のトップでいらっしゃる町長が町民の困惑しているところという声をしっかりと酌み取って、国に対して意見を述べるべきではないのかなと私は思います。

このまま進めていかなければならないという状況であるのであれば、せめて健康保険証の廃止、それからマイナンバーカードとの一体化というところの説明を、本当にご高齢の方々にも伝わるような説明をしっかりと町としてやっていただきたいと思います。要望で終わります。

○議長（岡山義廣君） 要望です。分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

町民課長から説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（富吉卓弥君） それでは、議案第63号についてご説明申し上げます。

議案書21ページをお願いいたします。議案第63号は、青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

23ページをお願いいたします。提案理由については、議案第62号と同様ですので、一部割愛させていただきますが、地方自治法の規定により、青森県後期高齢者医療広域連合の規約の変更については、議会の議決を経る必要があることから、協議するため提案するものであります。

新旧対照表でご説明いたします。議案書25ページをお願いいたします。本年12月2日からの被保険者証の廃止に伴い、別表第1の2及び3において「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものであります。

附則であります。この規約は令和6年12月2日からの施行となります。

以上、議案第63号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号 野辺地町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

町長から説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） 議案第64号 野辺地町教育委員会委員の任命の件について、議案書27ページをお願いいたします。議案第64号 野辺地町教育委員会委員の任命の件であります。

次のページをお願いいたします。現在教育委員会委員をお願いしております林 亨氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となることから、新たに須藤一朗氏を教育委員会委員に任命することについて、議会のご同意をいただくものであります。

須藤氏の略歴につきましては、29ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑、討論を省略し、議案第64号を採決します。本件はこれに同意するこ

とに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は同意することに決定しました。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

町長から説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） 議案書31ページをお願いいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件であります。

次のページをお願いいたします。人権擁護委員の前田智子氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となることから、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦することについて、議会のご意見を求めるため提案するものであります。

前田氏の略歴につきましては、33ページから34ページに掲載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑、討論を省略し、諮問第2号を採決します。本件はこれに適任と答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

皆さんの健康を考えて、暫時休憩します。

休憩（午前10時33分）

再開（午前10時45分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（岡山義廣君） 日程第2、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、令和6年9月20日をもって任期が満了となる野辺地町選挙管理委員会委員及び同補充員について、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、内藤 敬氏、須藤圭一氏、須藤 朗氏、野呂信幸氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） したがって、ただいま指名しました4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位、會田秀夫氏、第2順位、奥谷裕一氏、第3順位、四戸浩吉氏、第4順位、畠山邦子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎発議審議

○議長（岡山義廣君） 日程第3、発議審議を行います。

発議第3号 地方自治法の改正に慎重で十分な審議を求める意見書を議題とします。

会議規則第13条第1項の規定によって、発議第2号が2番、高沢君ほか2名から提出されました。

本件について、趣旨説明を求めます。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） それでは、発議第3号 地方自治法の改正に慎重で十分な審議を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

この議案は、地方自治法第99条の規定で国会等へ意見書の提出を求めるものであります。

その内容につきましては、議案書 3 ページを御覧ください。令和 6 年 6 月 19 日に成立した地方自治法の改正によって、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合には、国が地方自治体に対して必要な指示ができるようにすることとしました。本改正法によって、政府が閣議決定を行えば、個別法に規定がなくても、自治体に対し法的義務を持つ指示を行えることを規定する内容であります。同法第 245 条の 3 には、普通地方公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」と定められていることともそごが生じます。

以上のことから、地方分権一括法で示された国と地方公共団体の対等な関係を重視し、国会及び政府に対して、国の地方公共団体に対する補足的な指示が安易に行使されることがないように、次の事項を強く求めるものです。

1、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限するような地方自治法の改正を行わないこと。また、その執行に当たって政府は国会及び地方自治体への事前確認をはじめ十分な説明を果たすこと。

2、創設された非平時における国からの指示権について、「非平時」とされる事態を明確にするとともに、地方自治体の自主性や自立性を尊重する観点から、行使する際の要件を絞った上で法に明確に規定し、権限の行使に当たっての適正確保のための慎重な手続を設けるなど、極めて限定的かつ厳格な制度となるよう慎重に検討すること。

3、非平時における対応であったとしても、広く国民に大きな影響を及ぼす地方自治法の改正に当たっては、国会における議論にとどまらず、地方公共団体の長、議員等から広く意見を聴取の上で行うことを必要最低限の条件とし、改正に係る協議内容及び国民生活への影響等を国民に対して分かりやすく周知し、国民的な議論を経た上で慎重に進めること。

以上、3 点です。

意見書の送付先は、4 ページに記載のとおりです。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、野坂 充君。

○9 番（野坂 充君） これは町村議会でやるものか、それとも県の議議会とか、市町村長会とか、そういうのを巻き込んでやるのかという手もあると思うのですが、これ町議会で出すということの意義はどこにあるのでしょうか。県議議会なり町村議議会、市町村とか、そういうところを出すべきものではないのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 今、野坂議員から意見書を求める 3 名の議員に対して質問がありましたので、誰か答弁できる方、答弁してください。

10 番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） この意見書は、法律で決められたルールにのっとって出すものであります。この地方自治というのは、県やほかの市町村というまとまりではなく、それぞれの地方公共団体がどう考えるかということなので、まずは野辺地町議会として発議をするというのが第1段階というふうに思いましたのが意見書を出した経緯であります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 少し補足になりますが、先ほど野坂議員がおっしゃった県であったりほかの市町村であったりという単位も同じ地方公共団体というくくりになりまして、その中の一つとして野辺地町が存在してあることから、まず野辺地町の意見、考え方、議会の考え方として、この意見を述べたいという思いで発議いたしました。

以上です。

○議長（岡山義廣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） 私は、この意見書には反対いたします。

改正地方自治法は、2020年にクルーズ船で新型コロナの集団感染が発生した際、国の権限が明確でなかったことから、自治体をまたぐ患者の移送の調整に時間がかかったことなどを踏まえたものであります。この意見書に書かれていることは、国会で審議されたことと思いますし、今回の改正は国民の生命などを守るため、国が果たすべき責任を明確化するものとしての改正です。

また、国が自治体に必要な指示ができる特例については、国と地方の間でしっかりコミュニケーションを取ることなどには十分留意し、施行に当たっては政府内で周知徹底を図るとともに、自治体に対しても丁寧に説明をされることも盛り込まれていると思いますので、この意見書は提出する必要はないと思います。

○議長（岡山義廣君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 確かに6月19日、国会で決定がされました。ただ、この内容については、国民にほとんど説明らしき説明もないまま決まったものであります。ですので、まず最初に国民に対して詳しい説明をすべきというのが1つであります。

そして、国会で決まったから、政府がこれから説明するだろうというようなことではなくて、各町村議会、自治体から、この改正案についての意見をそれぞれが述べるべきでありますので、私たち議会としてこの改正法に関わっていますので、地方自治に関わっていますので、議員として、

もっと慎重に進めてほしいという意味で提出しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） もう一度、反対者の討論許可します。反対者の討論、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立少数です。

したがって、発議第3号は否決されました。

◎陳情審議

○議長（岡山義廣君） 日程第4、陳情審議を行います。

陳情第2号 「国設野辺地まかど温泉スキー場」の復旧再開を求める陳情を議題とします。

建設産業保健衛生常任委員会に付託中の陳情第2号について、委員長の報告を求めます。

高沢委員長。

○建設産業保健衛生常任委員長（高沢陽子君） 陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項及び第89条の規定により報告します。

- 1、付託年月日、令和6年9月5日。
- 2、件名、陳情第2号 「国設野辺地まかど温泉スキー場」の復旧再開を求める陳情。
- 3、審査の結果、採択すべきもの。
- 4、委員会の意見、願意妥当と認める。
- 5、措置、町長への送付、陳情の処理経過及び結果の報告の請求。

建設産業保健衛生常任委員会の報告を申し上げます。陳情第2号 「国設野辺地まかど温泉スキー場」の復旧再開を求める陳情については、9月5日に本委員会へ付託されたところであります。

本委員会では、その付託を受けて、去る9月9日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審査を行いました。

陳情の要旨は、国設野辺地まかど温泉スキー場の復旧再開に向けて、別の方法を模索するとともに、今後も継続した検討を求めるものです。

委員会での審査では、委員から「野辺地町にとって必要不可欠なものであり、再開を前提として町に考えていただくべきである」、「町も運営可能な企業が見つけれられるよう努め、別の方法も検討すべきである」との意見がありました。

採決の結果、陳情第2号については、その趣旨に賛同し、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

また、採択後は、町長に対して陳情書を送付するとともに、議会に対し、その処理経過及び結果の報告を行うよう求めるものです。

以上、建設産業保健衛生常任委員会の報告であります。

○議長（岡山義廣君） この報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから陳情第2号に対する討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

以上で本定例会に付議されました事件の審議が全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（岡山義廣君） 町長から本定例会の閉会に当たり挨拶の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（野村秀雄君） 本定例会の閉会に当たりまして、議長からお許しをいただきましたので、一言お願いとご挨拶を申し上げます。

まず、衆議院議員総選挙が執行されることになった場合の関係予算の専決処分についてであります。報道にもありますとおり、年内において衆議院の解散総選挙が見込まれております。そうなった場合、選挙準備を早急に行う必要があることから、衆議院議員総選挙の執行に係る補正予算を専決処分により対応したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

さて、新庁舎移転の初めての定例会でありましたが、議員の皆様方には令和5年度一般会計及び特別会計決算をはじめ、提出いたしました全ての案件につきまして原案どおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。決算審議や議案審議において皆様からいただきましたご意見、ご提案などに

つきましては厳正に受け止め、その対応に十分留意し、今後の町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

また、駒井、大湊両監査委員におかれましては、各会計の決算審査及び財政健全化法に基づく各指標についての審査に当たり、暑い中大変ご苦労さまでございました。頂戴いたしましたご意見につきましては、特に財政運営に意を用いて、創意と工夫を凝らし対応してまいる所存であります。

結びに、議員皆様方には時節柄健康にはくれぐれもご留意いただき、引き続き町政発展のためご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） これをもって令和6年第4回町議会定例会を閉会します。

（午前11時05分）